

◎新潟県告示第393号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	42者	宮古木湯ノ峯1685番ほか889筆 84.7ha
阿賀野市	10者	保田源四郎4266番3ほか60筆 5.1ha
胎内市	13者	山屋川原1498番ほか54筆 17.7ha
聖籠町	9者	二本松川田2458番ほか35筆 3.2ha
新潟市	72者	北区太田2026番ほか1,116筆 93.9ha
五泉市	3者	能代家ノ前266番1ほか93筆 7.6ha
三条市	20者	牛ヶ島238番2ほか216筆 24.7ha
燕市	17者	東太田下前田954番1ほか140筆 15.2ha
田上町	1者	田上与五右エ門通丙2466番ほか10筆 1.2ha
弥彦村	2者	麓八兵4545番ほか24筆 3.2ha
長岡市	4者	二日町観仙地8番ほか19筆 2.8ha
見附市	5者	新潟東町291番1ほか65筆 6.5ha
魚沼市	2者	新保猫坂456番2ほか20筆 0.6ha
南魚沼市	1者	野田川島5番2ほか25筆 2.1ha
十日町市	8者	仁田2988番ほか51筆 7.1ha
津南町	2者	下船渡己6365番ほか18筆 3.4ha
上越市	8者	安塚区上方原山574番3ほか28筆 5.2ha
妙高市	1者	両善寺2856番 0.3ha
糸魚川市	3者	中川原新田2948番ほか27筆 3.4ha
佐渡市	35者	高瀬1479番ほか279筆 47.8ha
合計	258者	3,189筆 335.8ha

2 申請年月日

平成31年3月27日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。